

岸和田市告示第 315 号

下記の書類の送達を受けるべき者の住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により公示送達をする。

なお、当該書類は本市市民健康部健康保険課において保管し、送達を受けるべき者から申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 10 月 9 日

岸和田市長 佐野 英利

記

1 送達を受けるべき者の氏名

氏名 善野 高男

2 送達する書類の名称

